

---

吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業

実 施 方 針

---

令和3年11月

吉野川市

## 目 次

---

用語の定義	1
第1 事業内容に関する事項	3
1 事業内容	3
2 特定事業の選定及び公表	6
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 事業者の募集及び選定方法	7
2 事業者の募集及び選定の手順	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
4 審査及び選定に関する事項	12
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 基本的考え方	14
2 予想されるリスクと責任分担	14
3 事業の実施状況のモニタリング	14
第4 公共施設の立地及び規模に関する事項	15
1 公共施設の立地	15
2 施設の規模及び概要	15
第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	16
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
4 その他	17
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1 法制上及び税制上の支援に関する事項	18
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	18
3 その他	18
第8 その他事業の実施に関し必要な事項	19
1 議会の議決	19
2 情報公開及び情報提供	19
3 応募に伴う費用	19
4 実施方針に関する問合せ先	19
(様式第1号)	20
別紙1 事業スキーム(例)	21
別紙2 リスク分担表	22
別紙3 建設予定地位置図	24

---

## 用語の定義

No	用語	定義
1	運營業務	本事業のうち、本施設の運営（運転、点検管理、補修・更新工事及び用役管理、残渣運搬等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
2	運營業務委託契約	本市と運営事業者が締結する吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
3	運營業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
4	運営事業者	特別目的会社を設立する場合においては、落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運營業務を担当する者をいう。 特別目的会社を設立しない場合においては、本施設の運營業務を担当するものをいう。
5	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関し、本市と落札者が締結する吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
6	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。
7	基本契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
8	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
9	協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運營業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
10	建設工事請負契約	本市と建設事業者が締結する吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
11	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
12	建設事業者	本事業において、設計・施工業務を担当する者をいう。
13	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
14	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
15	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
16	事業者	構成員、協力企業及び運営事業者を総称していう。
17	焼却施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、粗大ごみ処理施設からの破碎可燃物及び粗大ごみ処理からの破碎不燃物等を焼却処理する施設を総称していう。
18	処理対象物	吉野川市内から排出され、本市、委託業者、許可業者、排出事業者、市民が本施設に搬入する搬入物を総称して又は個別にいう。
19	処理不適物	本施設に搬入されたごみから処理困難物を除いたもののうち、本施設での処理に適さないごみ等をいう。

No	用語	定義
20	設計・施工業務	本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。
21	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
22	特定事業	P F I 法等に準じて実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できる場合の事業をいう。
23	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
24	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
25	入札説明書	入札公告時に公表する「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
26	入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
27	本市	吉野川市をいう。
28	本事業	本市が実施する吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
29	本施設	本事業において設計・施工され、運営される新ごみ焼却施設をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の外構の全てを総称していう。
30	要求水準書	入札公告時に公表する「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
31	様式集	入札公告時に公表する「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業様式集」をいう。
32	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
33	落札者決定基準	入札公告時に公表する「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。
34	P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
35	P F I 法等	P F I 法、P F I 法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及びガイドライン（P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン、P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン、V F M (Value For Money) に関するガイドライン、契約に関するガイドラインーP F I 事業契約における留意事項についてー、モニタリングに関するガイドライン、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン）を総称して又は個別にいう。

## 第 1 事業内容に関する事項

### 1 事業内容

#### (1) 事業名称

吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業

#### (2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

#### (3) 公共施設等の管理者等の名称

吉野川市長 原井 敬

#### (4) 事業予定地

徳島県吉野川市鴨島町山路

#### (5) 事業の目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である新ごみ処理施設等の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進めることを目的とする。

#### (6) 事業の内容

##### ア 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行う D B O (Design : 設計、Build : 施工、Operate : 運営) 方式により実施する。

本市は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

民間事業者は、運営期間にわたって、本施設の運営に係る業務（以下、「運営業務」という。）を行う。なお、本施設の運営業務の実施主体としての特別目的会社（S P C）の設立は任意とする。（事業スキームの概要については別紙 1 参照のこと。）

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

##### イ 契約の形態

本市は、本事業開始のための基本的事項に関し、基本協定を落札者と締結する。基本協定に基づき、本事業の設計・施工業務及び運営業務を一括で行わせるため、基本契約を事業者と締結する。また、本市は、基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。

以下、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて「事業契約」（本事業の事業スキームは、別紙 1 を参照のこと。）という。

##### ウ 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間	事業契約締結日から令和 23 年 3 月 31 日まで
設計・施工期間	事業契約締結日から令和 7 年 7 月 31 日まで
運営期間	令和 7 年 8 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日まで

## エ 事業スケジュール（予定）

(ア) 実施方針の公表	令和3年11月12日
(イ) 特定事業の選定・公表	令和4年1月上旬
(ウ) 入札公告	令和4年1月中旬
(エ) 提案書提出	令和4年5月上旬
(オ) 落札者の決定	令和4年6月下旬
(カ) 基本協定の締結	令和4年6月下旬
(キ) 仮契約の締結	令和4年7月中旬
(ク) 事業契約の締結	令和4年9月下旬
(ケ) 設計・施工着手	令和4年9月下旬
(コ) 本施設の竣工及び引き渡し	令和7年7月末
(サ) 供用開始	令和7年8月1日
(シ) 事業契約満了	令和23年3月31日

## オ 事業者が実施する業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

なお、事業者は、事業期間を通じ、本市が行う廃棄物処理施設整備交付金及び社会資本整備総合交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

### (ア) 設計・施工業務

- ① 建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ② 施工については、土木及び外構工事(設計のみ)、建築物及び建築設備工事、プラント設備工事（機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事）、及びその他関連工事を行う。
- ③ 工事範囲の詳細は、要求水準書を参照すること。
- ④ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

### (イ) 運營業務

- ① 受付管理業務  
本施設に搬入したごみの受付及び計量を行う。また、計量した記録の集計、保管、管理、報告、プラットホーム監視、直接搬入ごみの受入、吉野川市リサイクルセンター（以下、「リサイクル施設」という。）からの処理残渣及び鴨島一般廃棄物最終処分場（以下、「既存最終処分場」）からの破碎残渣の受入を行う。
- ② 運転管理業務  
本施設を関係法令、公害防止条件等を満たすよう適正に施設を運転する。本施設に処理困難物が搬入されないよう、搬入者に対して適切な誘導、指導を行う。また、搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行う。
- ③ 用役管理業務  
本施設の稼働に必要な燃料、薬剤等を確保する。
- ④ 維持管理業務  
本施設を適正に運転できるよう点検・検査（法定点検を含む。）、補修・修繕を行う。また、消耗品、予備品の調達、管理を行う。
- ⑤ 余熱利用管理業務  
焼却施設の運転に伴い発生する余熱は、基本は本施設の所内で利用するものとする。

⑥ 最終処分業務

本施設の運転に伴い発生する焼却灰は、場内での積み込みから運搬を行うものとする。なお、焼却灰のうち飛灰の約半分については、場内で積み込み作業まで行う。また、本市の指示に従い最終処分する処理不適合物を場外へ搬出するために積み込み作業まで行う。

⑦ 情報管理業務

上記①～⑥及び下記⑧の業務に関する記録等を整理、管理する。また、これらの事項のうち、ごみ処理実績等の基礎情報を公表する。

⑧ その他業務

その他の業務として、以下の業務を行う。

- a. 運營業務終了時の引継業務
- b. 本施設の安全管理及び警備業務
- c. 清掃業務
- d. 地元住民対応支援
- e. 施設見学者対応支援
- f. その他必要な業務

カ 本市が実施する業務範囲

本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(ア) 用地の準備

本事業を実施するための用地を確保する。

(イ) 生活環境影響調査の実施

本施設に係る生活環境影響調査を実施する。

(「生活環境影響調査書」は、令和3年11月9日に縦覧場所等を公示する。)

事業者は、「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。

(ウ) 処理対象物の搬入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

(エ) 最終処分（搬出業務）

焼却灰の運搬先は、民間最終処分場（本施設から70km程度）及び財団法人徳島県環境技術公社徳島東部最終処分場を想定している。最終処分を行う処理不適合物の場外への搬出について、運搬及び処分は本市が行う。

(オ) 資源化物の資源化

本施設において、運營業務者から資源化物を受け取り、民間の資源化事業者にて運搬し、資源化を行う。

(カ) 本事業のモニタリング

設計・施工業務及び運營業務の各段階において実施状況の監視を行う。

(キ) 住民への対応

周辺住民からの意見や苦情について、運營業務者と連携して適切な対応を行う。

(ク) 施設見学者への対応

本施設の行政視察及び予約された団体等の見学対応を行う。ただし、運營業務者は見学対応について、施設の説明・案内等で本市に協力するものとする。

(ケ) 対価の支払い

設計・施工業務に係る対価（建設費）を建設事業者、運營業務に係る対価（運營業務委託料）を運營業務者に支払う。

(コ) 本事業に必要な手続き

本事業を実施する上で必要な循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続を行う。

(サ) その他これらを実施する上で必要な業務

キ 事業者の収入（本市からの支払分）

(ア) 設計・施工業務に係る対価

本事業の設計・施工業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

(イ) 運營業務に係る対価

本施設の運營業務に係る対価について、固定費用、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。

ク 雇用等への配慮

(ア) 雇用については、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守するとともに、市内人材の雇用創出に貢献し積極的な人材登用を行う。

(イ) 下請人等を選定する際は、吉野川市内に本社又は本店を有する者（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）（以下「地元企業」という。）を優先し活用するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、吉野川市内に営業所を有する業者を優先し活用するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

ケ 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定及び公表

次に示すPFI法等に定められている考え方・手順に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本事業をPFI法等に準じて実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できるときは、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本市は本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和3年11月12日（金）	実施方針の公表
令和3年11月12日（金） ～11月30日（火）	実施方針に関する質問・意見の受付
令和3年12月15日（水）	実施方針に関する質問の回答
令和4年1月上旬	特定事業の選定・公表
令和4年1月中旬	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案））の公表
令和4年2月上旬	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和4年2月下旬	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
令和4年2月下旬	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
令和4年2月下旬	参加資格確認結果の通知
令和4年3月中旬	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
令和4年3月下旬	対面的対話の実施
令和4年4月上旬	対面的対話議事録及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
令和4年5月上旬	事業提案書類（入札書、技術提案書）の受付
令和4年6月下旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査
令和4年6月下旬	落札者の決定及び公表
令和4年6月下旬	基本協定の締結
令和4年7月中旬	事業仮契約締結
令和4年9月下旬	事業契約締結

#### (2) 入札手続き等

##### ア 実施方針に関する質問・意見の受付

本事業への参加を希望する事業者から、実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

##### (ア) 受付期間

令和3年11月12日（金）～令和3年11月30日（火）午後5時まで

##### (イ) 提出方法等

##### ① 提出方法

実施方針に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メ

ールにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

② 提出先

担当課	: 吉野川市 市民部環境局事業推進課
住所	: 〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115-1
TEL	: 0883-22-2287
FAX	: 0883-22-2247
電子メール	: jigyousuishin@yoshinogawa.i-tokushima.jp

③ 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、令和3年12月15日(水)に本市のホームページにて公表予定とする。

④ その他

「質問」として提出された場合であっても、本市にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には、「意見」として取扱い、また、「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は、回答を行わない。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、本事業をPFI法等に準じて実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和4年1月上旬に公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、本事業を特定事業として選定した場合、入札公告を行い、令和4年1月下旬に事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を本市のホームページにて公表する。

エ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

オ 参加資格確認申請書類の受付、確認結果の通知

本事業の入札参加希望者に、参加表明書、参加資格確認申請書等の参加資格確認に必要な書類の提出を求める。なお、参加資格確認の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

カ 対面的対話の実施

本事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、本市は入札参加者との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

キ 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類(入札書及び技術提案書)を令和4年5月上旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、本市が必要であると判断した場合には、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

#### ク 落札者の決定・公表

入札提案書類については、総合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。本市は、検討委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本市のホームページに公表する。

#### (3) 運営事業者の設立

運営事業者を設立する場合、落札者は、仮契約締結までに、「第2-3(2) 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立する。

#### (4) 事業契約の締結

事業者選定審査において落札者が決定した後に、落札者と基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について速やかに協議を行う。本事業に係る基本契約を事業者と、建設工事請負契約を建設事業者と、運營業務委託契約を運営事業者と令和4年9月に締結する。なお、建設工事請負契約については、吉野川市議会の議決を経るものとする。(仮契約を令和4年7月中旬に締結し、吉野川市議会の議決を経て本契約となる。)

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、単独の企業又は「第1-1(6)オ 事業者が実施する業務範囲」に示すそれぞれの業務を担当する複数の企業グループとする。入札参加者を構成する構成企業については参加表明時に企業名を明らかにしなければならない。
- イ 設計・施工業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。
- ウ JVは、「第2-3(3)ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者」及び「第2-3(3)イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者」を含む構成とする。JVの運営形態（共同施工方式又は分担施工方式）及び組員数は任意とする。
- エ 入札参加者は、「第2-3(3)イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業はJVの代表になるものとし、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- カ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- キ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- ク 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ケ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 運営事業者の設立に関する要件

- ア 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 設計・施工業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、構成員とならなければならない。また、運營業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ウ 代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- エ 運営事業者は吉野川市内に事務所又は支店を置くものとする。また、特別目的会社たる運営事業者を設立しない場合も、事業所を吉野川市内に設置することとする。

(3) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・施工業務及び運營業務を行う者として、以下のアからウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたる事が可能である。

ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす者とする。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ④ 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,000点以上であること。
- ⑤ 本施設の建築物と同種又は類似の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の施工実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす者とする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、次の要件を全て満たす1者（代表企業とする。）を含むこと。

- ① 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が1,000点以上であること。

- ④ 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・施工工事の受注実績を元請として有すること。

・平成 24 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、准連続燃焼式又は全連続燃焼式ストーカ式焼却炉かつ複数炉構成である施設

#### ウ 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は、次に掲げる者とする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担う者が、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、准連続燃焼式又は全連続燃焼式（ストーカ式焼却炉かつ複数炉構成とする。）における 1 年以上の運転管理業務実績を有すること。なお、該当する実績が P F I 又は D B O 事業の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運營業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。
- ② 以下の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低 2 年間配置できること。
- ・ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。
  - ・ 一般廃棄物処理施設（准連続燃焼式又は全連続燃焼式ストーカ式焼却炉かつ複数炉構成である施設）における運転管理業務の経験を有すること。

#### エ 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 最新の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者。
- ③ 建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ⑤ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く）。
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く）。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ⑨ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑩ 国税又は地方税を滞納している者。
- ⑪ 本市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代

表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

#### オ 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- ② 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ③ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、本市と協議を行うものとする。
- ④ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

## 4 審査及び選定に関する事項

### (1) 検討委員会による審査

入札提案書類の審査は、学識経験者等も含む検討委員会で行う。

### (2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、検討委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。本市は、検討委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。詳細は入札公告時に公表する落札者決定基準に明記する。

### (3) 結果の公表

本市は、検討委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

### (4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、本市に帰属しない。ただし、公表、展示、その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設的设计・施工及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

#### 3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する施設的设计・施工、運営について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設的设计・施工、運営に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合、及び本事業にかかる事業契約書（運営業務委託契約書・建設工事請負契約書）に違反すると判断される場合は、本市は運営業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。詳細については入札説明書に示す。

## 第4 公共施設の立地及び規模に関する事項

### 1 公共施設の立地

(1) 所在地

徳島県吉野川市鴨島町山路

(2) 事業用地面積

約2ha

(3) 地域地区等

- ア 都市計画 : 市街化調整区域
- イ 用途地域 : なし
- ウ 防火地域 : 建築基準法第22条指定区域
- エ 高度地区 : 指定なし
- オ 建ぺい率 : 70%
- カ 容積率 : 200%
- キ その他 : 特になし

### 2 施設の規模及び概要

施設の種類	概 要	
焼却施設	処理方式	准連続燃焼式ストーカ炉
	処理能力	42t/日 (21t/16h×2炉) 年間稼働日数 280日 (1炉あたり) ※280日以下の提案を可とする。
	処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ (吉野川市内から排出されたものに限る)
前処理設備	処理能力	提案による
計画ごみ量	計画ごみ量 約10,800t/年 (災害廃棄物の処理量は計画ごみ量に含んでいない。ただし、本市として、発生した災害廃棄物は可能な範囲で、本施設において迅速に処理することを目指しており、災害廃棄物の処理が必要になった場合は、年間稼働日数等を増加させることで対処する予定である。事業者は施設規模及び年間稼働日数(増加可能日数分を含む。)等から、本施設として処理可能な災害廃棄物の処理量を提案すること。) ※計画ごみ量のうち、可燃性粗大ごみなどの内訳 全部で約300t/年程度 [木材、たたみ、マットレス、ソファ、照明器具、電卓、ゴルフ用品、時計、ヘッドフォン、チャイルドシート、犬小屋、タンス類、布団及びブルーシート等(処理不適物は除く)]	

## 第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、徳島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### 3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

## 第8 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本市は、事業契約の締結にあたって、建設工事請負契約の締結について吉野川市議会の議決を経るものとする。

### 2 情報公開及び情報提供

吉野川市情報公開条例（平成16年10月1日条例第10号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

### 3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当課	:	吉野川市 市民部環境局事業推進課
住所	:	〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115-1
TEL	:	0883-22-2287
FAX	:	0883-22-2247
電子メール	:	jigyousuishin@yoshinogawa.i-tokushima.jp

(様式第1号)

令和 年 月 日

吉野川市 様

### 実施方針に関する質問・意見書

「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

担当者	企業名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

(1) 実施方針に関する質問

						総質問数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	3	第2	1	(1)	事業の目的		

(2) 実施方針に関する意見

						総意見数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	3	第2	1	(5)	事業の目的		

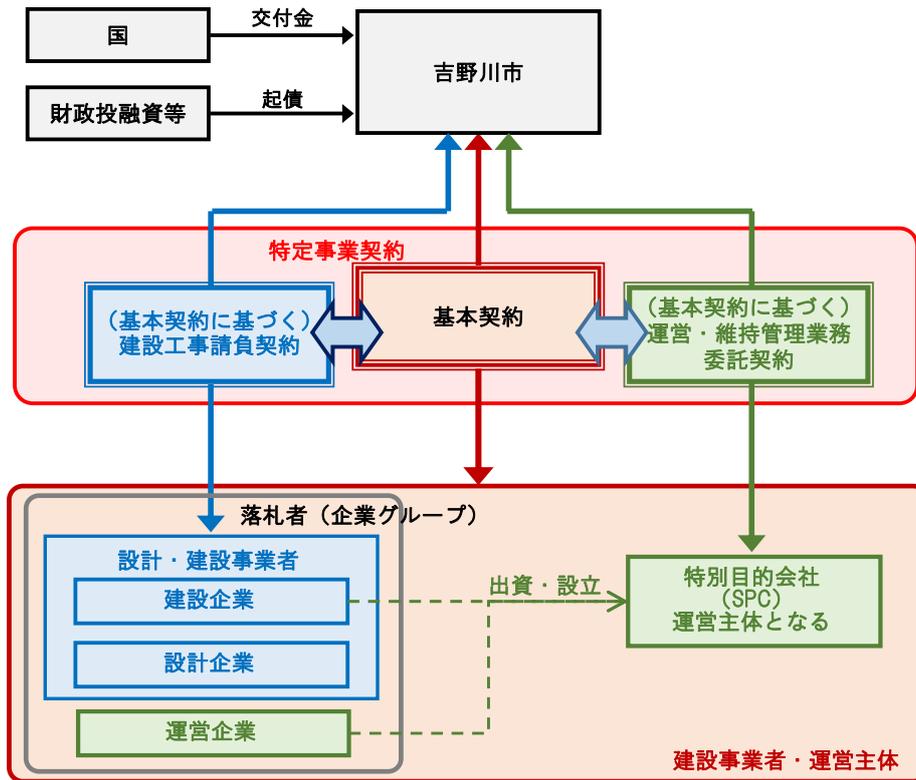
※1: 質問・意見は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2: 質問・意見数に応じて行数を増やし、「No.」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No.」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

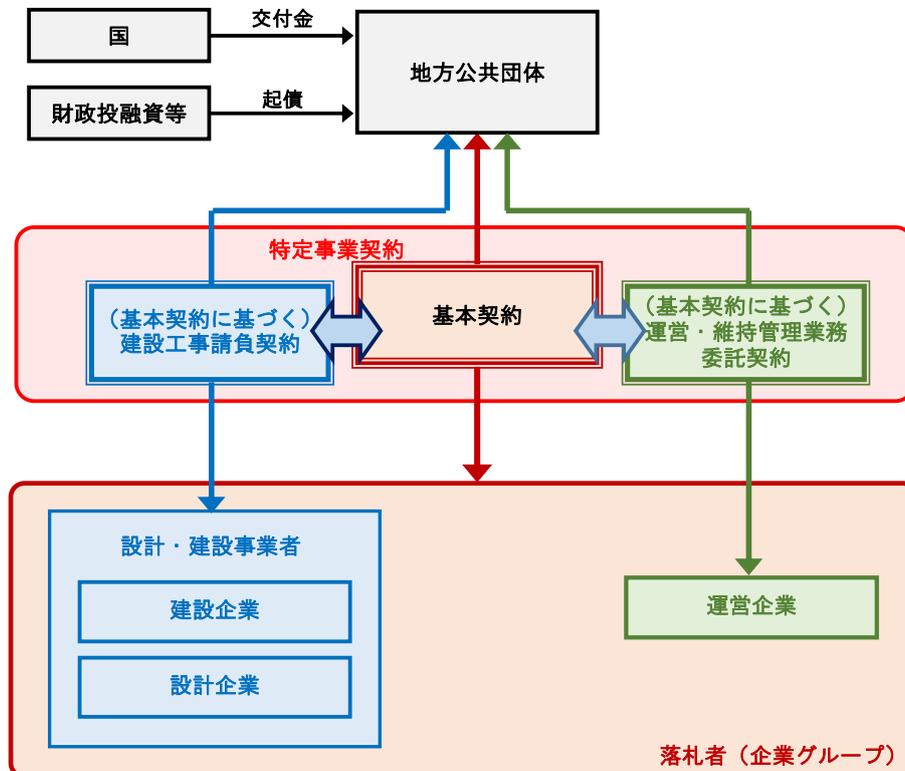
※3: 本様式のMS-Excelデータは、吉野川市役所のホームページにおいてダウンロードすることができる。  
ホームページアドレス <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2021110900057/>

別紙1 事業スキーム（例）

● 特別目的会社を設立する場合



● 特別目的会社を設立しない場合



別紙2 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、本市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	本市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 <sup>注1</sup>	△	△
	計画変更リスク	本市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する市民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ <sup>注2</sup>	○	△	
	施設の供用開始後のインフレ、デフレ <sup>注2</sup>	○	△	
事故の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	本市の指示、本市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 <sup>注3</sup>	○	△	
設計段階	設計変更リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○	
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 <sup>注4</sup>	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 <sup>注5</sup>	○	△
	性能リスク	要求水準の未達		○
	搬入管理リスク	ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営費増大リスク	本市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大		○
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度（設計・施工業務に関しては、契約約款によるものとし、運営業務に関しては1.5%を想定。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

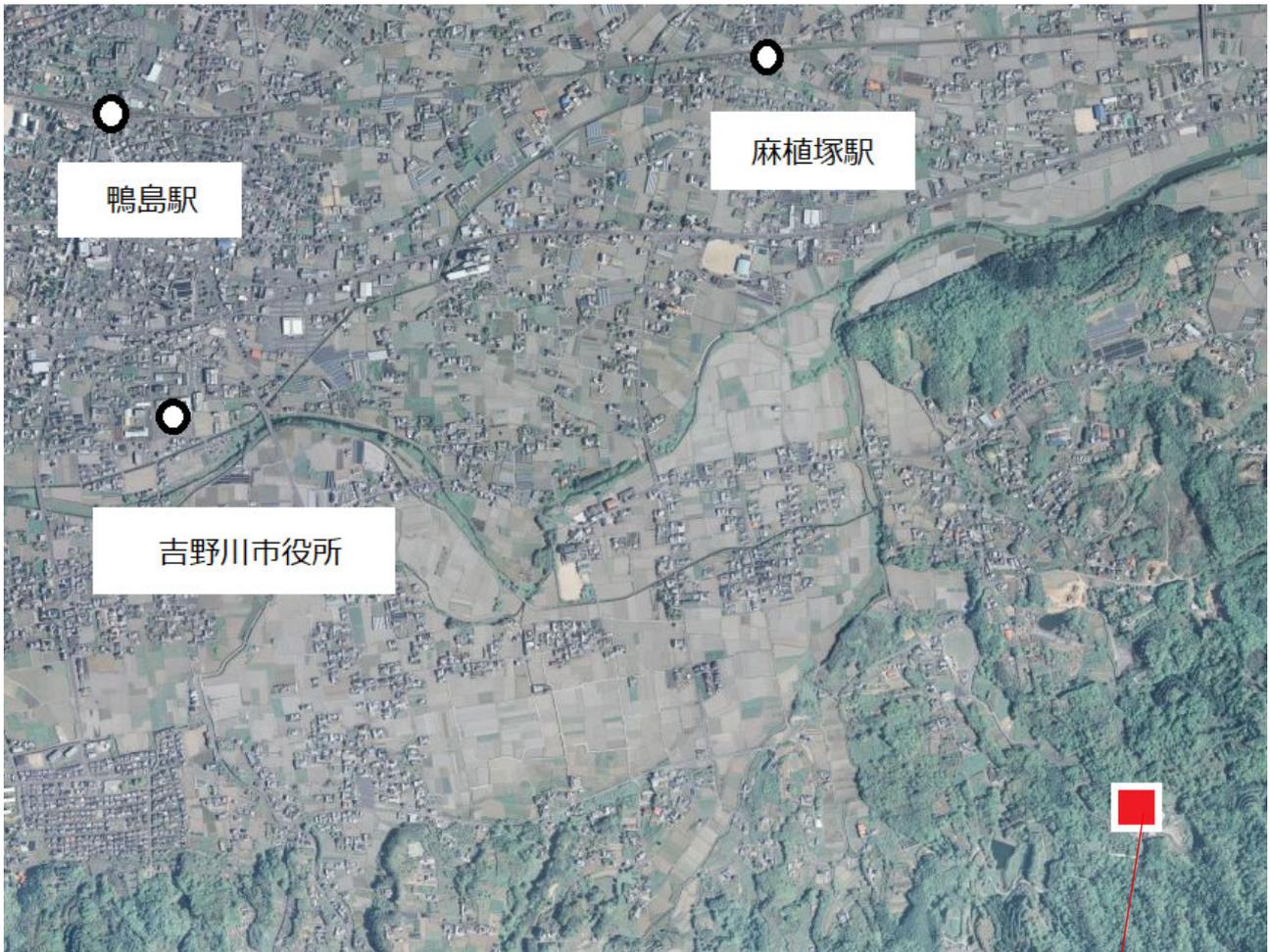
注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度（当該年度における運営業務委託料の1/100を想定）までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は市の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。

別紙3 建設予定地位置図



【拡大図】

